

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構「評価認定委員会」規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という。）評価認定委員会の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 評価認定委員会は、次の委員で構成される。

- (1) 本機構理事3名以内
 - (2) 理学療法班、作業療法班、言語聴覚班の各班長
 - (3) 本機構理事、班長から推薦され、理事会により承認された理学療法班、作業療法班、言語聴覚班の評価員各2名
2. 委員会委員長は、本機構理事会の指名を受けた構成員がその任にあたる。

(開催)

第3条 委員会は、毎月1回開催とする。但し、委員の要請により委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が企画、招集、運営する。

- 2 委員会に事務担当者を置く。
- 3 委員長が特に必要と認めた時は、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(業務)

第5条 委員会は、次の事項に関する業務を行う。

- (1) 評価システムの構築・検討
- (2) 評価システムに基づく評価の実施
- (3) 評価報告書の作成・確定・結果の公表
- (4) 評価マニュアルの検討
- (5) 学校等の質的向上のための指導・助言・相談
- (6) 「異議審査会」の開催・審査

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、評価認定委員会が定める。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

(附則)

- 1 この規程は、令和3年6月26日より施行する